第２号・平成16年２月13日号

中条町・黒川村
合併協議会だより

○編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会　〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327　FAX 0254-43-6328　メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス URL：http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

第2回合併協議会を開催

合併の方式は新設（対等）
新市の事務所（本庁）の位置は中条町役場

一月二十八日、中条町・黒川村任意合併協議会の第二回会議を中条町産業文化会館多目的ホールで開催しました。

会議では、合併の方式は「新設（対等）」、合併の期日は「平成十七年秋」、新市の名称は「公募」、新市の事務所（本庁）の位置は「中条町役場」とすることについて原案どおり確認されました。

また、新市建設計画（新しいまちづくり計画）について、計画策定方針が承認され、当計画においての基本構想を作成するため、両町村合わせて３，０００人を対象としたアンケートを実施することが承認されました。

※協議会の詳しい会議内容は次頁をご覧ください。

第2回協議内容

【承認事項】

◇承認第四号
「行政制度調整方針について」

合併に向けた両町村の事務事業の調整は、次の六つの基本原則を総合的に勘案して行うという方針について承認されました。

〈六つの基本原則〉

①一体性確保の原則
新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

②住民福祉向上の原則
現行の行政サービス水準の低下をきたさないよう努める。

③負担公平の原則
市民の負担が生じるものについては、不公平感を与えないよう努める。

④健全な財政運営の原則
新市において健全な財政運営に努める。

⑤行政改革推進の原則
行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

⑥適正規模準拠の原則
自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

◇承認第五号
「新市建設計画策定方針について」

新しいまちづくりの基本的な指針となる新市建設計画の策定方針が承認されました。

〈基本的な策定方針〉

①自然と歴史・文化を大切にし、未来を創造できるまちづくり計画とする。

②住む人が安心して暮らすことのできる、やさしいまちづくり計画とする。

③活力と希望を生み、交流を育むことのできるまちづくり計画とする。

◇承認第六号
「新市建設計画策定にかかる基礎調査の実施について」

新市建設計画策定にあたり、住民のまちづくりに関する意見を把握し、基本構想に反映させるため無作為に抽出した住民三千人にアンケートを実施することが承認されました。

〈アンケートの概要〉

○調査対象
平成十六年一月一日現在、中条町及び黒川村に住所を有する満十六歳以上の住民三千人（全体の約10％）

○調査期間
平成十六年一月三十日から平成十六年二月十三日まで

○結果については、三月下旬を目途とし協議会に報告後、一般公表

【協議事項】

◇議案第一号
「合併の方式について」

両町村が対等の立場で新市を設置することが確認されました。

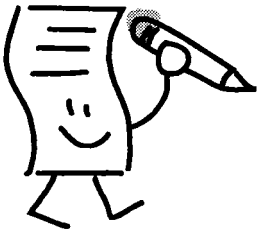

用語解説①

行政制度調整（ぎょうせいせいどちょうせい）

住民の皆さんの生活に直接影響する行政制度は、分野によっては両町村間に違いがあります。両町村が合併して新たな市に移行した場合、公平性を保つ観点から両町村の行政制度は統一しなければなりません。

合併する場合の基本的な諸条件や両町村で違いのある行政サービス等を調整することです。

新市建設計画（しんしけんせつけいかく）

市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して新市の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。この新市建設計画を基礎として合併特例法による様々な財政措置が講じられることとなっています。

新設合併（しんせつがっぺい）

二つ以上の市町村が一緒になって、新しい市や町をつくる合

◇議案第二号
「合併の期日について」

合併の期日は現時点では平成十七年秋を目途とすることが確認されました。（具体的な時期については現行合併特例法の改正動向を踏まえ、決定することになります）

◇議案第三号
「新市の名称について」

新市の名称については、公募とすることが確認されました。次回以降の協議会において、具体的な募集要綱等の協議を行います。

◇議案第四号
「事務所の位置について」

新市における事務所（本庁）の位置については、中条町役場とし、黒川村役場は支所とすることが確認されました。

中条町役場

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

原則（設置選挙）
合併前の両町村の議会議員は全員失職し、合併日から50日以内に新市の法定数（条例定数）による選挙を行う。

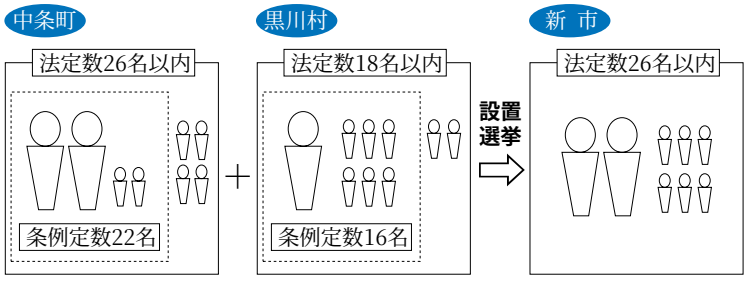

新設合併の場合の特例

①定数特例
設置選挙による議員の任期に限って、定数の２倍まで定数を増加することができる

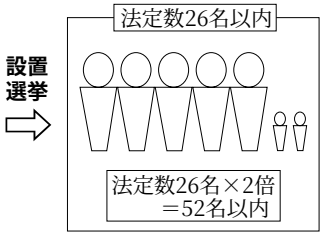

②在任特例
合併関係市町村の議員で、合併市町村議会の被選挙権を有することとなる者は最長２年間在任できる

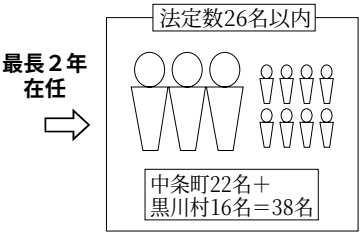

黒川村役場

◇議案第五号
「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」

現在両町村の議員定数（条例定数）はあわせて三十八名ですが、合併した場合、地方自治法の規定により二十六名が上限になります。

合併特例法では激変緩和策として定数や任期に関する特例が認められており、継続して協議していくことになりました。

併です。合併後は、それまでの市町村はいずれもなくなり、新たな市や町が誕生します。

合併特例法（がっぺいとくれいほう）
（市町村の合併の特例に関する法律）

合併特例法とは、「市町村の合併」をめぐる障害を取り除き、合併の円滑化を図るため、様々な法律の特例措置を定めているのが「市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」）」です。原則として「市町村の合併」は、この合併特例法に基づいて行われます。この法律には、新市建設計画の策定、住民発議制度、財政支援措置、議会の議員の定数・在任に関する特例、地方税の不均一課税、地域審議会の設置、国・県等の協力などが定めてあります。（この法律は、平成十七年三月三十一日を期限とした時限立法です。）

〈合併特例法の改正見込み〉

内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会の答申により、平成十七年三月三十一日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、合併特例法の財政支援を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行法の改正を今国会に提出する予定。

□協議会発足から様々な動きがありました

１月15日に新潟県市町村合併支援課参事伊藤輝男氏を講師に迎え、協議会委員（住民代表）の研修会を開催しました。

両町村が現在実施している各種事業の現況を踏まえ各分科会（職員）で合併に向けた事務事業の調整が行われております。

□事務局体制はこのようになっています

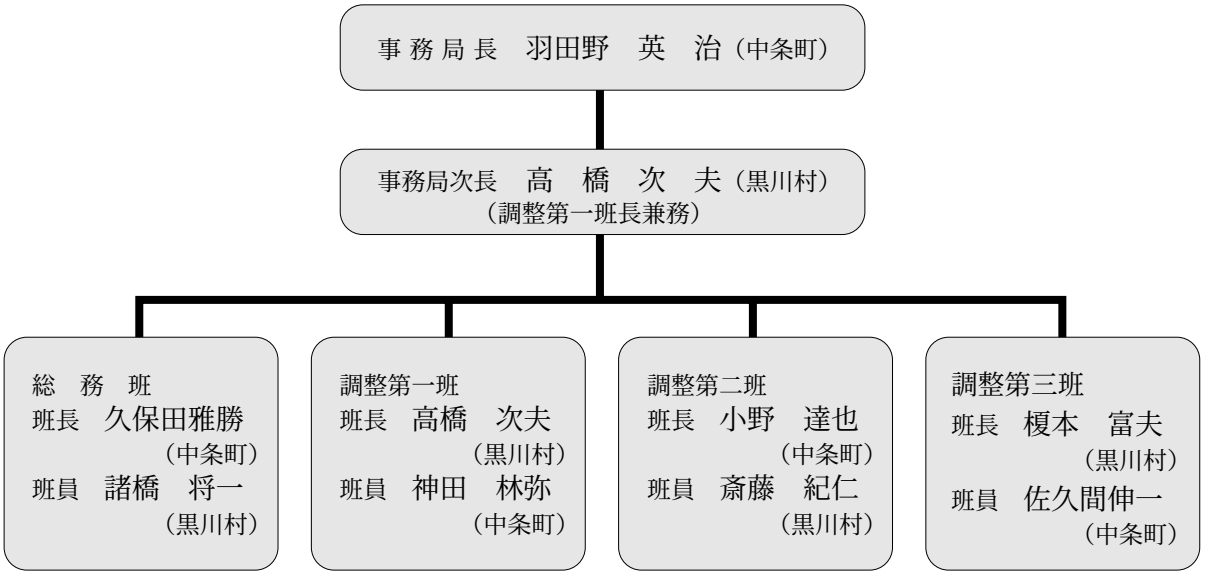

協議会を傍聴しませんか

第３回任意合併協議会

と　き　２月26日(木)
午後２時から
（受付：午後１時30分から）
ところ　中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。
事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

中条町・黒川村任意合併協議会のホームページを開設しました。

☞ URL：http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

皆さんのご意見をお聞かせください。

中条町・黒川村任意合併協議会事務局
〒959-2693　中条町新和町2番10号(中条町役場内)
TEL 0254-43-6327　FAX 0254-43-6328
E-mail　hokubugo@iplus.jp